

市第69号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年 6 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表中

「

横浜市浅間コミュニティハウス
横浜市戸部コミュニティハウス

」を  
「

横浜市戸部コミュニティハウス
----------------

」に改める。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市浅間コミュニティハウスを廃止するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

( ~~上段~~ 改正案 )  
( ~~下段~~ 現 行 )

別表第 1（第 1 条第 2 項）

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市浅間コミュニティハウス	横浜市西区
横浜市戸部コミュニティハウス	
(省 略)	